

処 分 基 準

平成28年9月15日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条の2第1項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第26条の7第1項（自動車の使用制限の基準）
審 査 基 準：別紙のとおり
問 合 せ 先：警察本部交通指導課（電話022-221-7171）
備 考：

別紙

自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の処分期間の具体的量定は、累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、次表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

前歴の回数	累積点数				
	車種	2点又は3点	4点又は5点	6点から8点	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
1回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
2回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
3回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日